

平成 14 年度秋田県歳入歳出決算審査意見書

(審査の結果及び意見)

平成 14 年度において、「あきた 21 総合計画」が目指す「時と豊かに暮らす秋田」を実現するために、県が各種の施策・事業の推進に要した予算の執行状況は、次のとおりである。

一般会計については、歳入決算額 7,654 億 1,055 万円、歳出決算額 7,560 億 8,882 万円で、差引き 93 億 2,173 万円の剰余金が生じている。この額から翌年度に繰り越すべき財源 69 億 3,339 万円を差し引いた実質収支額は 23 億 8,834 万円の黒字となっているものの、公債費負担比率は 28.0 %、経常収支比率は 90.4 % と前年度に比較しいずれも上昇しており、財政の硬直化が進んでいる。

歳入歳出決算額の前年度比較は、次のとおりである。

歳入については 775 億 299 万円の減となっており、その内容は、国庫支出金(280 億 9,862 万円)、県債(187 億 5,708 万円)、地方交付税(177 億 2,698 万円)、県税(126 億 1,623 万円)などの減、繰入金(72 億 7,974 万円)などの増である。

また、歳出は 787 億 3,842 万円の減となっており、その内容は、公債費(432 億 1,721 万円)、その他行政経費(214 億 4,513 万円)、一般補助投資事業費(191 億 5,795 万円)、人件費(45 億 4,422 万円)などの減、一般単独投資事業費(49 億 5,567 万円)、災害復旧補助事業費(46 億 7,334 万円)などの増である。

証紙特別会計など 14 特別会計については、歳入決算額 326 億 5,929 万円、歳出決算額 279 億 5,296 万円で、差引き 47 億 634 万円の剰余金が生じている。

審査の結果、歳入歳出決算書、財産に関する調書等の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており正確なものと認められた。また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況については、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に留意又は改善すべき事項が見受けられたので、必要な措置を講ずるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望する。

1 留意・改善事項

1 予算執行について

基金を財源とする事業において、事業実績により生じた不用額は基金に戻入すべきところを、一般会計の不用額として処理しており、基金の設置目的にそぐわない予算執行があった。

2 収入事務について

(1) 収入事務

一般旅券の発給等手数料に係る証紙収入事務において、不適正な事務処理があったので、チェック体制の強化等再発防止に万全の対策を講ずる必要がある。また、その他の収入事務についても調定漏れや金額の積算誤りなどがあったので、今後は、適切な処理を行い、県の債権額を正確に把握しておく必要がある。

(2) 収入未済額

一般会計で 31 億 8,774 万円(県税及び県税に付随する税外収入 22 億 6,678 万円、その他 9 億 2,096 万円)、特別会計で 17 億 2,866 万円、合計 49 億 1,640 万円の収入未済額がある。

収入未済については、これまでもその解消を促してきたところであるが、平成 13 年度に比較して 8 億 6,101 万円増加しており、負担の公平と財源の確保の観点から、適切な債権管理を行い、一層その解消に努めるとともに、引き続き新たな収入未済の発生の防止に努める必要がある。

なお、会計別収入未済額は次のとおりである。(省略)

3 支出事務について

節単位での歳出予算の配当額を超えた執行、職員手当等の誤支給、支出負担行為等の手続を経ない発注、重複契約による過大支払などがあった。

4 契約事務について

工事契約において、当初契約と別途に契約すべきものを変更契約で処理していたものや、業務委託契約において、競争入札すべきものを単独随意契約で処理していたもの、再委託手続に不備があるものなどがあった。

5 補助金等交付事務について

補助金交付要綱に定められた手続がとられていないものや、事務処理に誤りのあるものが

あった。

6 財産の管理について

(1) 公有財産の管理

行政財産の使用許可手続に遺漏があったものや、本来、徴収すべき使用料を減免しているものなどがあった。

(2) 公共用地の登記

公共用地については、依然、未登記用地が多く、今後とも登記の推進に努める必要がある。

(3) 未利用地

未利用地については、売却などにより一部処分が進んでいるが、今後ともその解消に努める必要がある。

2 要望事項

1 委託費の単独随意契約等について

庁舎警備委託など保守管理業務等の委託契約において、予定価格と同額で契約しているものや契約先が長期間にわたって固定化しているものが多く見受けられた。それ自体は違法でないものの、予定価格設定の際の積算の見直しや、他の課所における同種業務の委託契約額と比較検証するなど、競争性、透明性、経済性を一層確保する必要がある。

2 工事請負変更契約について

工事請負変更契約において、完成期限直前に変更契約（いわゆる精算変更）が行われているものが多い見受けられた。軽微な変更については「工事打合簿」により契約の相手方に指示し、完成期限直前に精算するのが一般的な手法であるが、軽微な変更の範囲や客観的な基準が明確にされていないので、新たな取扱基準の作成を検討する必要がある。

3 補助金等事務の執行について

補助金等に係る事務手続が、交付要綱等に定められた期日より遅れているものが多い見受けられたので、適正な事務処理を行うとともに要綱等の見直しを検討する必要がある。

4 財源の確保等について

県の財政が厳しい状況にあることや応益負担の原則に鑑み、使用料の徴収等について全般的な見直しを行い、財源の確保に努める必要がある。

5 今後の行財政運営について

平成15年度は、「あきた21総合計画」の「第2期実施計画」のスタートの年に当たり、新たな社会経済情勢や県民ニーズなどを踏まえ、少子化対策、経済・雇用対策など6つの重点施策を総合的、重点的に推進し、元気な秋田づくりに取り組むことになっている。

一方、本県の財政は、県税の大幅な減収や地方交付税、国庫支出金の減少、県債残高の増嵩など依然として厳しい状況にあることから、引き続き徹底した行財政改革を進めるとともに、限られた財源の重点配分と効率的な財政運営により、急速な環境の変化に迅速に対応できる行政の実現に努められるよう要望する。